

紀美野町第4回定例会会議録

令和元年11月29日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金）午前9時00分開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第110号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第111号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第112号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第106号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について) |
| 第 8 | 議案第105号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について) |
| 第 9 | 議案第107号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 第10 | 議案第108号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第109号 紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案第113号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第114号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第115号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について |

- 第 1 5 議案第 1 1 6 号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 6 議案第 1 1 7 号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 7 議案第 1 1 8 号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 1 1 9 号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 1 2 0 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 1 2 1 号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 1 2 2 号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 2 議案第 1 2 3 号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 3 議案第 1 2 4 号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 4 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の確定について（委員長報告）
- 第 2 5 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 2 6 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 2 7 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 2 8 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 2 9 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 3 0 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について（委員長報告）

第 3 1 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）

第 3 2 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び
決算の認定について（委員長報告）

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副町	長	小	川	裕	康	君
教 育	長	東	中	啓	吉	君
消 防	長	家	本		宏	君
総 務 課	長	細	峪	康	則	君
企画管財課	長	坂		詳	吾	君
住 民 課	長	仲	岡	みち子		君
税 務 課	長	湯	上	増	巳	君
保健福祉課	長	森	谷	善	彦	君
産 業 課	長	米	田	和	弘	君
建 設 課	長	井	村	本	彦	君
教 育 次	長	曲	里	充	司	君
会 計 管 理 者		北	山		仁	君
水 道 課	長	長	生	正	信	君
まちづくり課	長	山	本	訓	永	君
美里支所	長	坂		昌	美	君
代表監査委員		菊	本	邦	夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中	谷	昌	弘	君
次	長	井戸向	朋	紀	君

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

開会前に先月の台風１９号による関東地方を中心とし記録的な豪雨、また、度重なる台風により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。謹んで亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

本日の開会に先立ちまして、去る１１月１３日に開催されました第６３回町村議会議長全国大会におきまして、全国町村議会議長会創立７０周年記念特別表彰がありましたので、ここで伝達したいと思います。

永年功労表彰、美野勝男君、前のほうにお願いします。

表彰状、和歌山県紀美野町、美野勝男殿。

あなたは永年にわたり町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、本会創立７０周年を記念して表彰します。

令和元年１１月１３日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

おめでとうございます。

表彰を受けられました美野議員には、今後とも健康に留意をされ、さらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。

以上をもちまして、伝達を終わります。

開 会

○議長（伊都堅仁君）ただいまから、令和元年第４回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君）これから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、９番、向井中洋二君、１０番、美野勝男君を指名します。

◎日程第２ 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

(議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇)

○議会運営委員長(上柏皖亮君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

去る１１月２５日、議会運営委員会を開催したので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日から１２月１７日までの１９日間とし、再開日は１２月１０日、１１日、１３日、及び１７日と決定しました。

議事日程については、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は１２月４日午後２時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を１２月３日午前９時３０分から、産業建設常任委員会を１２月４日午前９時３０分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日本会議終了後に開催したいと思います。

次に、議会活性化特別委員会を１２月１０日本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集特別委員会を１２月１０日、議会活性化特別委員会終了後に開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り上げ、また繰り延べる場合もありますので、よろしく願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から１２月１７日までの１９日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から１２月１７日までの１９日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長(伊都堅仁君) 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した請願はお手元にお配りしましたので、請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので御報告します。

本定例会に提出されました案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

また、全国町村議会議長会創立70周年記念特別表彰を受けられました美野勝男議員には、心よりお祝いを申し上げますとともに、さらなる御活躍を御期待を申し上げます。おめでとうございます。

さて、去る10月12日から13日にかけて、東日本に記録的な大雨をもたらした台風19号災害によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にも心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当町からも家屋被害認定調査業務支援のため、被災地の栃木県佐野市に10月28日から11月3日の1週間、職員1名を派遣したところであります。また、11月1日からは、町内11カ所に義援金箱を設置をいたしまして、日本赤十字社を通じて被災地に義援金を送ることといたしております。

さて、11月2日から4日の3日間、多くの町民の皆様の御参加と御協力をいただく中で、盛大に第14回紀美野町文化祭が行われ、展示の部、芸能の部、児童生徒の発表会など、日ごろの活動の成果を披露していただいたところでございます。これからも、文化・芸術に親しみ、楽しむまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、11月11日には、ねんりんピック紀の国和歌山2019、パークゴルフ交流大会がふれあい公園で開催されました。大会には127名の選手が参加され、全国各地からお越しの多くの方々に紀美野の秋を楽しんでいただいたところであります。

また、11月17日には、世界民族祭2019が文化センターで開催され、ふるさと

をテーマに世界各地の踊り、音楽、料理などを身近に体感させていただきました。

また、１１月２４日には、紀美野町農林商工まつり・柿の市を開催し、町内外からお越しいただいた多くのお客様でにぎわいました。実行委員会の皆様方を初め、関係者の皆さん、さらには議会議員各位のお力添えに対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、これからも農林商工業の発展と農産物等の販売ルートの拡張に力を注いでまいり所存でございますので、さらなる御指導、御鞭撻のほど、お願いを申し上げます。

また、このようなイベントや取り組みを通して、町の交流人口・関係人口をさらにふやす対策を日々考えているところでございます

このような中で、町と包括連携協定を結んでいる和歌山大学の大学院観光学研究科に、来年度、人材育成を積極的に進める上で職員１名を派遣したいと考えています。このため、研修しやすい環境を整えるための必要経費を補正予算に計上をいたしてございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第１０５号から議案第１２４号までの２０件でございます。

専決処分の承認を求める案件が２件、会計年度任用職員制度が創設されることに伴うものや執行機関の附属機関に関するものを含む条例の制定に係る案件が３件、人事院勧告に伴うものや小川診療所廃止に伴うものを含め条例の一部改正に係る案件が６件、令和元年度紀美野町一般会計及び特別会計等の補正予算に係る案件が９件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いをいたしまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、過日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会
が、県外の所管事務調査を行っていますので、調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇)

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 令和元年度総務文教常任委員会、県外所管
事務調査報告を行います。

去る１０月１７日、１８日の両日、総務文教常任委員会県外所管事務調査を島根県邑南町及び岡山県美咲町において実施しました。

先に島根県邑南町では、地域支え合いの福祉、及び、日本一の子育て村構想について研修を受けました。

人口1万627人、面積419平方キロメートル、65歳以上の高齢化率は44.2%、農業を主産業とする山林が多い盆地の町であります。

団塊の世代を含む高齢者が、できる限り支える側で生活支援に参画し、健康寿命の延伸、さらには地域ぐるみの介護予防を推進し、また、一方では日本一の子育て村構想により、徹底した移住政策で攻めと守りの定住ケアに取り組んでおられ、地域支え合いの福祉については、地域の皆さんで身近なところに集まり、健康づくりの活動ができる場をふやすため、地域支え合いミニデイサービスの活動の推進・支援が行われております。令和元年度では21グループ、登録者は296人であり、前年度に比べ若干減少しているとのことでありました。

原因の1つとして、高齢者の憩いの場づくりとして、距離や移動手段などの理由により、自力では参加できない方のために寄り合い処という活動支援もあわせて行っており、これについては参加者の送迎もされていることから、寄り合い処への移行も減少している要因ではないかとのことでありました。

行政としてかかわることは当然ではありますが、元気な高齢者が世話役やボランティアとして活動に参画するなど、健康・介護の問題を自治会や集落などの地域の課題として考え、住みなれた地域で、できる限り生き生きとした生活を送れる地域づくりがなされていると感じたところであります。

次に、日本一の子育て村構想については、平成23年度から食と農を切り口としてまちづくりを推進する攻めのA級グルメ構想と、守りの日本一の子育て村構想の二本立ての徹底した移住ケアによって、合併後10年目の平成25年度で初めて人口が増加するとともに、社会動態が3年間連続して増加しており、平成27年度においては、U・Iターン者は100人、そのうち20代から30代の女性が26人で、全体の約4割に達し、子供の数も増加しております。合計特殊出生率も2.65を実現するなど、政策の効果が大きいにあらわれていることが伺えるところであります。

主な政策として、中学生までの医療費の無料、2人目の子供から保育料の完全無料、特に小児科医及び産婦人科医の常勤により、安心して出産できる公立病院の医療体制、合わせて町内2カ所の病児保育室で看護師と保育士が看護を対応するなど、決して金銭的負担の軽減だけではなく、子供を産んでからの安心感をしっかりとサポートされてい

ると感じたところであります。

また、教育面では、県立高校への支援についても、寮費やバス通学定期の保護者への負担軽減やオンライン授業を導入した新たな取り組みと医療福祉従事者の確保、農林業の後継者育成、及び向上心を持ちながら経済的理由により就学が困難な方への奨学金制度など、町民目線で安心して子育てができる環境づくりや仕組みづくりが図られておりました。

経済的な負担軽減による制度的な競り合いではなく、子育て村構想の理念である地域で子育てを実践すべく、日本一の子育て村を町民が実感できる町とするため、防災行政無線により、子供の誕生をお知らせし、全町民がお祝いごとに行っていることについても、改めて地域コミュニティの重要性を感じるところであり、経済的な施策は十分であっても、それ以外での当町の違いは何なのかを考える必要があると感じました。

翌18日は、岡山県美咲町役場にて黄福タクシー事業及び子育て支援プランについて研修を受けました。

人口は1万4,159人、面積232平方キロメートル、美咲町においても、高齢化やバス利用者の減少により、それまでの地区の中心地と周辺地域を連絡するコミュニティバスにかわり、平成26年度から黄福タクシー事業として、新たな外出支援を実施しております。

平成17年度から6台で運行していたコミュニティバスも現在では3台となり、平成29年度には、バス利用者数とタクシー利用者数が逆転し、現在では約2万人程度、タクシー利用者数が多くなっている状況であると伺いました。

中山間地域では、移動はマイカーが中心であり、今後もバスやタクシー利用者が年々減少していく中で一番求められているのは、ドアツードアではないかとのことであります。

平成30年度の運行回数は3万3,397回、延べ人数4万2,791人、1日117人の方が利用され、目的は通院、買い物、研修会及びサロンなど、利用方法はさまざまであります。

利用者からの声として、「バス停まで行けない」また、「タクシーは玄関まで来てくれるからありがたい」との賛成意見が9割以上を占め、地域住民にとって必要不可欠なものであると感じたところであります。

黄福タクシー事業登録者は65歳以上の方、または身体障害・療育及び精神障害者手

帳など交付を受けている方、特定疾患の受給者証、要支援・要介護の認定を受けている方などが対象で、1年間の限定で妊婦の方についても対象となっており、65歳以上は2,622人、各種の手帳保持者は165人、要支援・要介護認定者は22人、妊婦者については23人、計2,832人に利用者証の発行をしているとのことでありました。

そのほか、65歳以上の方を限定として、先進安全自動車購入に対する購入費補助金として、衝突被害軽減ブレーキ装置や先進安全対策装置が整備された車両購入に対して、3万円から5万円の助成や、オートマチック車による踏み間違い防止装置を整備する方を対象に、本体とその取り付け費用の3分の2以内の額で15万円を上限として助成を行うなど、高齢者ドライバーへの安全対策も充実していると感じたところであります。

一方で財政的な面から申し上げますと、例えば黄福タクシー利用者証のみであります。と、町内であればどこへ行ってもタクシー1台片道1,000円、旧町単位の場合は片道330円、また町外で片道1万円までは半額負担で運行しており、地域のコミュニティに参加する場合などは、片道1人100円で運行しているとのことでありました。

平成30年度黄福タクシー事業の総運賃は約8,600万円、そのうち個人負担額が3,100万円、町負担額は5,500万円となっており、国からの補助金などはないことから、コミュニティバスと黄福タクシーの1人当たりの町負担額を比較しながら、コミュニティバスの運行経費を黄福タクシー事業の経費に組みかえることが可能かなど、現在、実証実験を行っているとのことでありました。

黄福タクシー事業によって、今後目指していく方向をお聞きしたところ、誰でも住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるライフラインとして、また、人が動くと地域が元気になると考えておられ、そんな地域になれば町全体が活性化していくのではとのことでありました。

また、今年度から一般タクシー事業者及び介護タクシー事業者とも1社ずつふえ、町内8社となり、中山間地域ではまれに見ることであり、タクシー事業者の安定的な経営と雇用の確保にもつながっているとのことでありました。

次に、子育て支援プランについて研修を受けました。

子育てにやさしいまち岡山県美咲町の理念のもと、子供のライフステージに合わせた支援を関係各課が多岐にわたって行っていました。

まず、出会いから結婚期には、結婚定住促進祝い金として、結婚1年以内の夫婦が対象で祝い金5万円を、家賃助成事業として、婚姻から1年未満の夫婦が対象で、認定住

宅に入居した場合には、月額1万円を助成しているとのことでありました。

次に、妊娠・出産期には、特定不妊治療・不育治療費の助成、母子手帳交付日から1年間のタクシー利用料金の助成、及び出産祝い金などの助成をされておりました。

次に、乳幼児時期には、絵本の配布や2人目の子供から保育料が減免、3人目以降は無料など、また、それぞれ質の高いサービスが提供できる公立の保育園が4カ所あるとのことでありました。

続いて、就学期にはスクールバスの運行に加え、通学に係る自転車購入費に生徒1人1万2,000円を助成、また、遠距離通学者には定期乗車券の半額助成など、定住促進に向けたさまざまな取り組みや対策を講じられていると感じたところであります。

そのほか、18歳までの医療費の無料化や3人以上の多子家庭が義務教育を終了するまでの水道基本料金の助成、若者定住促進のため、就職後引き続き3年以上美咲町に居住する場合には、祝い金として5万円を支給するなど、地方創生による総合戦略により、人口をふやす対策や移住者をふやす対策を含め、新たな取り組みを進めていきたいとのことでありました。

美咲町でいかに子供たちを減らさずにしていくにはどうすべきか、との考えから始まった各種事業も現在では30のプランがあり、結果として40歳世帯が減少していないこと、出生数を見ても、平成28年度72人、平成29年度81人、平成30年度においては85人となり、効果があらわれているとのことでありました。

しかしながら、これから先は金銭面から人的なバックアップへの転換期となり、特に親へのサポート体制の充実を進めていきたいとのことでありました。

総合的かつ長期の展望に立ったさまざまな計画が重要であり、紀美野町においても、今後の施策の参考として大変有意義な研修であったと改めて感じ、研修を終了しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業建設常任委員長、向井中洋二君。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇)

○産業建設常任委員長(向井中洋二君) 令和元年度、産業建設常任委員会、県外所管事務調査報告。

去る10月24日、25日の両日、産業建設常任委員会県外所管事務調査を三重県大台町、及び同県いなべ市において実施いたしました。

先に大台町では、ICTを活用した鳥獣害対策、及び宮川物産品加工施設について研修を受けました。

大台町は、三重県の中南西部に位置し、人口は9,280人、面積は362.86平方キロメートルで、その90%以上が山林を占めており、我が町紀美野町に違わず、有害鳥獣による被害が深刻化しており、大台町においても被害軽減に向けて、猟友会と連携のもと、有害鳥獣捕獲に対して奨励金制度を設けるなど、捕獲及び被害対策とその軽減に取り組んでいるとのことでありました。

そうした中、被害軽減目標を掲げ、新たにICTを活用した鳥獣害対策、いわゆる大型捕獲罠の導入をされたものであります。

大型捕獲罠については、縦横4メートルの檻で、遠隔操作監視システムにより有害鳥獣の監視が可能で、常にパソコン、タブレット及びスマートフォンなどにより昼夜を問わず、どこでも有害鳥獣の確認が可能であり、町職員の罠免許保持者（鳥獣害対策実施隊）が中心となり、管理集落と役割分担を決め、集落ぐるみで監視を進めているとのことでありました。

導入経費については、捕獲檻で約48万円、遠隔操作システムで約77万円、計125万円。また、ランニングコストについては、年間の通信費が約9万円、故障時による保守経費が1回当たり約3万円、そのほか餌代など経費として必要であるとのことでありました。

捕獲までに、まず餌を設置、草刈りなどの維持管理、捕獲のタイミング及び捕獲後の埋設処理など、一連の作業は全て実施隊員が行っており、効果的な捕獲を進めるには、その有害鳥獣の動向に合わせた餌づけと、常に機器などの保守が重要であり、大型捕獲罠を有効かつ効果的に活用するため、一定の期間を費やす必要があるということでありました。

また、イノシシ限定ではなく、大台町ではニホンジカも含め、捕獲目標頭数達成のため、常に捕獲状況を把握しており、町内を1キロメッシュ単位で捕獲状況を地図に落とし込み、集落からの被害状況を重ねることで、被害の大きいエリアで捕獲の状況を確認し、捕獲不足範囲を特定して、効果的な有害鳥獣の駆除に役立てているとのことであり、ICTを活用した鳥獣害対策も含め、この数年の被害金額もおおむね横ばい傾向にあり、猟友会員と地域住民との一体化及び行政主導による情報通信技術の導入に取り組むなど、当町でも十分に活用が期待されるものと感じたところであります。

次に、宮川特産品加工施設を視察しました。

大台町で古くから親しまれ食されてきたきゃらぶき、アユの甘露煮や、近年、ゆずの栽培の拡大に伴い、地元の農産物を活用した町特産振興のため、公の施設として行政主導により建設されたもので、大台町、多気郡農協、宮川森林組合、宮川漁協及び大台町商工会が出資者となり、株式会社宮川物産を設立し、第三セクターとして運営しているとのことでありました。

建設費は約５億１，０００万円で、財源については、農山漁村振興交付金、合併特例債、過疎対策事業費及び一般財源により建設されたものであります。

特に地元産奥伊勢ゆずを利用した商品の開発から販売に力を入れ、地域の活性化と雇用促進を理念に運営されており、平成３０年度の売上額は約３，８００万円で、雇用については、正社員、非常勤を含め、現在のところ７名とのことでありました。

また、ふき栽培農家戸数は７６戸、ゆず栽培農家戸数については１０８戸で、栽培面積が６１８アール、生産量は８トン、ゆずについては生産部会が立ち上げ、奥伊勢ゆずの安定生産と品質向上、後継者の育成にも力を入れていて、栽培振興に向けた取り組みでは、平成３０年度までゆずの苗木配布事業も行っているとのことでありました。

今後目指していく経営については、今年度において郵政ギフト商品の契約も締結し、県内の地域産品加工の受託業務などを含め、生産者の採算性及び公共性との調和のとれた経営と規模拡大に努め、将来において安定した経営ができるように収益性を重視して地域農業の活性化と耕作放棄地の解消に向けた取り組みを改めて感じたところでありました。

翌２５日には、いなべ市において、大台町と同様にＩＣＴを活用した鳥獣害対策及びいなべ市農業公園の運営について研修を受けました。

いなべ市でも大台町と同様にＩＣＴを活用した鳥獣害対策を積極的に導入されており、有害鳥獣による被害面積と被害金額の削減に向けた３カ年計画の被害防止計画により、猟友会の銃器による効果的な捕獲とＩＣＴを活用した鳥獣害対策を含めた罠及び檻による捕獲によって、捕獲実績はイノシシ、猿、及びニホンジカ合わせて１，１０５頭、そのうち、罠、檻によるものが１，０４３頭と、全体の９０％を占め、総合的な対策が効果を得ているとのことでありました。

導入経費はおおむね大きな差異はなく、ＩＣＴを活用した鳥獣害対策に係る対応は、有害鳥獣被害対策専従の非常勤職員６名を中心とした市職員による捕獲隊がＩＣＴ機器

と大型捕獲罠を用いた捕獲を担当しており、大台町と同様に常時遠隔監視及び操作が可能な体制を確保しているそうであります。

毎日の見回りや餌の交換を行い、常に新しい状態を保ち、約２カ月から３カ月をかけて丁寧に餌づけを行うことで、農作物の味を覚えた有害鳥獣を農地から檻へと誘引し捕獲につなげ、捕獲のタイミングを逃さず多頭捕獲を実現するため、大型捕獲罠により効果的な活用がなされていると感じたところであります。

また、いなべ市では、捕獲後の個体の処理と有効活用を目的としてジビエ工房も建設されており、地方創生などの交付金を活用して、木造平屋建て約８０平方メートル、建設費用は約１，７００万円とのことであります。

主に鹿を対象に運営されており、大型捕獲罠で捕獲したイノシシなどは、檻内で暴れることで肉として活用できないことや、ジビエに対する非常に厳しい衛生管理では、イノシシは現状では有効に活用できていないとのことでありました。

両市町とも、現地にて大型捕獲罠及び設備機器も拝見しましたが、設置場所や有害鳥獣の捕獲後、埋設用地の確保など、自治会から要望はいただくものの、地域の最大限の協力が必要不可欠であるとのことでありました。

次に、いなべ市農業公園の運営について、現地で研修を受けました。

農業公園の開設の経緯は、都市工業用水、農業用水及び飲料水を確保するためにダムが建設され、その代替地として農地が造成され、主に粟を生産していた時期もありましたが、高齢化が進み、耕作放棄地が増加し、次第に産業廃棄物業者などが目をつけるような土地になる中、この土地の放置や汚染など、市が危機感を持ち土地を買収し、その後、現在の梅林園、牡丹園、及びパークゴルフ場の安らぎのある空間へとつくり上げてきたものであるとお伺いをしました。

現在では、東海地区最大級の梅林公園と牡丹園の３８ヘクタールを有し、パークゴルフ場及びレストランふらーである農業レストランのエコ福祉広場の１８ヘクタールから構成されており、農業公園と呼ばれており、集団型・賃貸型の市民農園もあるとのことであります。

四季折々で、子供からお年寄りまで親子三世代が楽しめる広場や安全で安心な地元野菜を中心としたレストランも好評で、地域の高齢化が進み、生産意欲が減退し、耕作放棄地が増大する中、地域の高齢者が長年の知恵と経験のもと、直接その運営に従事しているのが特徴であります。

毎年、２月下旬から３月中旬には、梅まつりなど、年間を通じて体験イベントの開催、一方では、梅ジュース、梅エキスなどの販売、また、近年新たな商品開発として、公園の梅を使った梅酒製造にも取り組んでおられ、パークゴルフ場については、本年よりちびっこパーク９ホールも開設し、年間約７０回の大会を開催し、幅広い年齢層をターゲットにしたパークゴルフの普及にも力を入れているとのことでありました。

そのほか、国際自転車ロードレースの誘致など、集客のための工夫についても伺うことができました。

施設管理の運営理念は、農業振興、高齢者の福祉と活躍の場の創出及び農村と都市との交流であり、現在、一般社団法人サンパークいなべが受託している構成役員も平均年齢が６５歳、現場における作業員は全ていなべ市シルバー人材センターから派遣契約により２２名の高齢者が就業していただいているとのことで、高齢化に伴う時代の流れは、今後とどまることのない中、高齢者が生きがいを持って地域への貢献と活躍の場を提供することも行政の重要な役割であり、当町においても大いに見習うべき点があると改めて感じたところであります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告は、１２月４日、午後２時までに提出を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第１１０号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、議案第１１０号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の３２ページをお開きください。

議案第１１０号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次の33ページをごらんください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元にお配りしております新旧対照表では、19ページから20ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。第6条第2項中、100分の172.5を100分の177.5に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。第6条第2項中、100分の157.5を100分の160に、100分の177.5を100分の175に改める。これにつきましては、令和2年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。この改正により、年間0.05カ月分期末手当がふえることとなります。つまり、現行では期末手当は年間3.3カ月分支給されておりますが、改正後は3.35カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。また、第1条の規定による改正後の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第110号の説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。

若干お聞きいたしますけれども、さっきの課長さんの説明でしたら、全体で3.3カ月だったのが、3.35カ月と、0.05カ月増額ということになってくるかと思うんですけれども、金額ですね、普通かけて22万ですから、1万1,000円ですか、そう

いうふうなことになるのかをもう一度確認をしておきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

議員の報酬、22万円でございますので、その0.05カ月分と計算しますと1万1,000円、議員がおっしゃるとおりでございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第110号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 議員に対して、この説明書の提案理由にあるように、人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴って、特別職、我々議会の議員に対しても引き上げを提案していただいたわけでございますけれども、以前から申し上げているとおり、議員というのは職員ではないんですね。ですから給与ということではないと。報酬である、そういうことになるわけでございますけれども、そういうふうな中で、実際、ボーナスという、この期末手当をいただけるということについては、これ自体が非常にありがたいわけで、これでさらに引き上げを提案していただいたわけでございますけれども、さきに、前回この期末手当の引き上げがあったときにも、そういうことで、私たち議会は反対をいたしました。今、問題なのは、ちょうど消費税が引き上げられた、その直後であるというところ、また、一般的には桜の会という、議員に対する批判の強いときであるわけでございます。そういうときに、職員の給与の改定という、そういうところで、我々議会もそれに伴って、この引き上げをするということについては、やはりなかなか住民の方々の理解が得られにくいんじゃないかと、そういうふうに思います。

そういうことから、この引き上げ案に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第１１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１１１号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第５、議案第１１１号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 議案書の３４ページをお開きください。

議案第１１１号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の３５ページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、21ページから22ページでございます。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の175を100分の180に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。第5条第1項ただし書き中、100分の160を100分の162.5に、100分の180を100分177.5に改める。これにつきましては、令和2年度以降において、6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。この改正により、年間0.05カ月分期末手当がふえることとなります。つまり、現行では期末手当は年間3.35カ月分支給されておりますが、改正後は3.4カ月分となります。

附則の内容につきましては、この条例は公布の日から施行する、ただし第2条の規定は令和2年4月1日から施行する、また、第1条の規定による改正後の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第111号の説明とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それでは、町長、副町長、教育長の皆さんが、それぞれこの0.05カ月の引き上げによって、幾らの引き上げになるのか、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

町長及び副町長、そして教育長の0.05カ月分、これが幾らになるのかという御質疑であったかと思えます。町長に関しましては3万3,500円、それから副町長にお

かれては2万9,000円、教育長に関しては2万7,000円増額するということになります。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第111号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 今回、この町長、副町長、教育長の三役に対して、引き上げということで提案がされました。

これについても、さきにあったように、人事院の給与改定に伴って、この三役についても引き上げるということでございます。

紀美野町というのは、大変、財政は十分というふうな町でございません。先ほどから、常任委員会の視察も行って、この町をどのようによくしていくんかということで提案ございました。あっちこちで、また町をいかによくしていこうという、そういうふうなまちおこしの会に皆さん方も運営をされているわけでございますけれども、そういう中で、町の予算についても、十分にそちらのほうを考えて運営していかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

それぞれ三役の皆さん方、町のために一生懸命仕事をされていると、そのことについては認識するわけでございますけれども、限られた予算の中で、私は人勸に伴って引き上げることについては、その予算の使い方としては認められないということで、この案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第112号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第6、議案第112号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 議案書の36ページをお開きください。

議案第112号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次の37ページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、23ページからでございます。

改正内容でございますが、まず、改正条例第1条について御説明申し上げます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については、100分の92.5を100分の97.5に。ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の112.5を100分の117.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、初任給、若年層に重点を置き、給料月額を引き上げを行うため、別表第1、別

表第2及び別表第3を改正してございます。これらの別表につきましては、議案書37ページから45ページに掲載してございます。

続きまして、議案書の45ページの中段、改正条例第2条につきまして御説明申し上げます。新旧対照表では、40ページからでございます。

これにつきましては、令和2年度以降において支給される住居手当の支給月額の改正、特定幹部職員の規定をなくす、そして6月期と12月期に支給される期末勤勉手当の支給割合の改正でございます。

まず、住居手当の第14条の3第1項第1号中の改正につきましては、支給対象の月額の家賃を1万2,000円を超えるから1万6,000円を超えるに改めるものでございます。2項で住居手当の月額を規定しています。月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員は、家賃の月額から1万6,000円を控除した額、月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員は、家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額に改めるものでございます。

次に、第22条第2項中の特定幹部職員は、過去においては、本来、行政職給料表1の7級相当以上の職員を指していたものでございますが、当町は6級までしかなく、現状に沿わないため削除するものでございます。

また、特定幹部職員の勤勉手当について規定してございます第23条第2項中の改正につきましては、特定幹部職員の勤勉手当を削除するものでございます。

議案書の45ページ中段から46ページにわたりまして、附則について御説明申し上げます。

第1条では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条及び附則第3条の規定につきましては、令和2年7月1日から施行するものでございます。また、適用区分といたしまして、第1条の規定による改正後の紀美野町職員給与条例につきましては、平成31年4月1日から適用するものでございます。第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は改正後の条例の規定の給与の内払いとみなす規定でございます。第3条では、住居手当に関する経過措置を規定しております。改正前の住居手当の月額を比較した際、2,000円を超える減額となる職員には、令和2年4月から1年間にわたり2,000円を超える額を支給するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第112号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) 毎年、同じことを質疑しているので、あらかじめお分かり
と思うんですけど、今現在の総町職員のラスパイレス指数はどうなっているのか。それ
から、県下での順位というのが、分かればで結構でございますから。それだけお願いし
ます。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

ラスパイレス指数なんですけど、これはまだ公表はされていません。それで、速報値と
いう形で申し上げますと、紀美野町は平成31年4月1日現在ですと、91.4とな
ります。それと、御質疑の中で県下の順位はどういうものかというのもございましたので、
これは30市町村中29位でございます。

以上でございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 議案書の45ページから46ページで、説明書では40
から41なんですけれども、ここで先ほど課長さんの説明でございました14条の3項
ですね、ここで家賃についてが書いておられますけれども、14条の3項ですね、こ
こで1万2,000円だったのを1万6,000円に引き上げると。また、2では2万7,
000円のずっとありまして、2万3,000円だったのを2万7,000円に引き上げ
て、その家賃から1万2,000円の控除をしたものだったのが、1万6,000円の控
除になると、こういうふうに書いておられますね。そうなってくると、これによって職
員の不利益には当たらないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

来年4月1日から施行する住居手当の改正なんです、当町には、現在、37名の住居手当を支払っている職員がございます。それで、この改正で5万9,000円の家賃を支払っている職員は変わりがないんです。ところが、それ以下の方は5万9,000円を下回る家賃の方には、減額、500円なり、1,000円なり、2,000円なりという減額が出てきます。6万円以上、5万9,000円を超える職員に対しては500円、1,000円ぐらいですね、500円、1,000円の増額になると考えております。それで、変わらないのが3名で、そして増額される方が12名、減額される方が22名というふうに試算をしておるところでございます。

議員おっしゃるとおり、不利益にならないのかということですが、これは人事院勧告が示したものでありますので、町としましては、人事院勧告、これを完全実施していくという姿勢、それとまた、労働組合からも人事院勧告の完全実施を求める要求もいただいておりますので、いいところ取りばかりはできない、そういうのは理解されないであろうと思いますので、人事院勧告に準じて当町も改正を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この件につきまして、今、課長さんのほうから12名は増額になると、22名が減額になって、3名はそのままという状況であるというふうに説明があったわけでございますけれども、この今回の人事院の引き上げの大体平均それぞれ幾らぐらい給料が上がってくるのかということと、それから、もう一回、その減額される職員との関係、今、そういう点で人事院の勧告のほうを優先するというところでございましたけれども、それが職員も納得しているということでもございましたけど、それは、もう一度大丈夫であろうかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、職員の引き上げの金額ですね、この御質疑にお答えをいたします。

一般行政職員で、技能職員とか医療職、ちょっと除きまして、１７２名おるんです、町には。それで、一般行政職第１表を使っている職員の１年間の増額、勤勉手当の増額と、それから若年層のふえた号給の金額、それを全て足しますと、平均ですけれども２万６,８００円程度、当町の職員１人当たり２万６,８００円程度引き上げということになります。

それと、住居手当にも危惧されておるところでございますが、組合のほうからも完全実施を要求していただいております。その回答として、執行部としては、完全実施するために議会へ上程するということも確認済みでございますので、職員には少し減額されて大変なところもあろうかと思えますけれども、この辺やはり、そういう制度的なものでありますので、ここは御理解を職員にもいただきたいと思っておりますので、この改正案でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１２号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時１７分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２９分）

◎日程第７ 議案第１０６号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第７、議案第１０６号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。

説明をお願いします。保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の４ページをお開きください。

議案第１０６号、専決処分の承認を求めることについて。

令和元年度紀美野町一般会計補正予算第４号について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続いて、議案書の５ページをお開きください。

専決処分書。

令和元年度紀美野町一般会計補正予算第４号について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年１１月５日 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由といたしまして、ねんりんピック紀の国わかやま２０１９パークゴルフ交流大会開催に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

続いて、議案書の６ページをお開きください。

令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）

令和元年度紀美野町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億１，７８４万５，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、恐れ入りますが、黒の背表紙の予算に関する説明書の3ページをお開きください。

歳入でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で275万の増額補正でございます。

続いて、4ページをお開きください。

歳出でございます。

3款民生費、1項3目老人福祉費でねりんピック紀の国わかやま2019実行委員会補助金275万円の増額補正でございます。これは、ねりんピック紀の国わかやま2019パークゴルフ交流大会が去る11月10日の公式練習、11日の大会当日と2日間にわたり開催され、全国各地から参加をいただき、成功裏に開催することができました。しかしながら、大会当日前後にかけ、雨風が激しいとの天気予報を受け、安全対策及び開会式、閉会式等の運行をスムーズに行うため、参加者全員が集約できる大型テントなどを設置するなどの対策を講じる必要があったため、設置する費用を補助したものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第106号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第8 議案第105号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する
条例について)

◎日程第9 議案第107号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◎日程第10 議案第108号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎日程第11 議案第109号 紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、議案第105号、専決処分の承認を求めることについて、日程第9、議案第107号、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の制定について、日程第 10、議案第 108 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第 11、議案第 109 号、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について、一括議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 105 号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和元年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の 2 ページをごらんください。

専決処分書でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をする。

令和元年 10 月 24 日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。

志賀野出張所の新築に伴い、位置を紀美野町西野 21 番地 1 に移し、令和元年 10 月 25 日に業務開始となるため、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正するものでございます。

次の 3 ページをお開きください。

紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例。

紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を次のように改正する。

お手元の新旧対照表の 1 ページもあわせてごらんください。

志賀野出張所の位置を紀美野町西野 20 番地 1 から西野 21 番地 1 に改めるものでございます。附則としまして、この条例は令和元年 10 月 25 日から施行するものでございます。

以上、議案第 105 号の説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書の 9 ページをごらんください。

議案第 107 号、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 29 日 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

次の 10 ページをごらんください。

紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

平成 29 年の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、これまで各自治体において、さまざまな任用根拠で任用されてきた非常勤職員等について、統一的な取り扱いをするため、会計年度任用職員制度が創設されました。会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、当町の臨時職員等は原則として本制度へ移行するものでございます。今回、制定する条例は、国のマニュアルをもとに全国的に使用されているひな形をもとに作成しております。

主な制定内容としましては、第 2 章にて、正規職員と同じ時間勤務時間であるフルタイム会計年度任用職員について規定しております。4 条、5 条では、給与の支給、職務関係の規定で、フルタイム会計年度任用職員の給与について、現在の賃金、職種等を踏まえ、給料表を規定しています。給料表についての規定は、20 ページに掲載してございまして、事務補助等については、別表第 1 にて、正規職員と同様の行政職給料表 1 の 1 級の 1 号から 93 号を使用する旨を規定し、また、調理員や校務員など、技能労務職については別表 2 にて、正規職員と同様の行政職給料表 2 の 1 級の 1 号から 121 号、2 級 1 号から 137 号、3 級の 1 号から 133 号までを使用する旨を規定するものでございます。6 条から 13 条では、正規職員に支給されている手当を踏まえ、支給する手当を規定するものでございます。手当の中で第 13 条、期末手当については、国の指針どおり任用期間が 6 カ月以上と支給基準を定め、支給割合については、正規職員と同様の 2.6 カ月と定めるものでございます。

第 3 章では、正規職員の勤務時間より短い勤務時間であるパートタイム会計年度任用

職員について規定しております。１６条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるもので、基準となる月額については、フルタイム会計年度任用職員と同じ給料表と定めるものでございます。１７条から２２条では、フルタイム会計年度任用職員に支給される手当を踏まえ、報酬として支給する手当を規定してございます。手当の中で、第２２条の期末手当についても、フルタイム会計年度任用職員と同様、任用期間が６カ月以上と支給基準を定め、支給割合についても２．６カ月と定めるものですが、１週間当たりの勤務時間が著しく短い場合として、週２０時間未満のパートタイム会計年度任用職員には支給しない旨を規則にて定める予定としてございます。

附則としまして、この条例は令和２年４月１日から施行するものでございます。また、給料表の改定があった場合は、翌年度の４月１日から適用するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第１０７号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書の２１ページをごらんください。

議案第１０８号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化されること及び新たに会計年度任用職員制度が設けられることに伴う所要の規定の整備を行うため、関係条例の整備を行うものでございます。

次の２２ページをごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

お手元の新旧対照表では２ページから１８ページでございます。

この議案につきましても、平成２９年の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、会計年度任用職員制度が創設されましたことなどに伴い、影響のある関係条例について整備を行うものでございます。

順次説明を申し上げます。

第1条につきましては、職員定数条例に定数の対象とならない職員について必要な規定を行うものでございます。

第2条につきましては、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例にフルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加えるものでございます。

第3条につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に会計年度任用職員の休職の分限処分に加えるとともに、期間を任命権者が定める期間と規定するものでございます。

第4条につきましては、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例にパートタイム会計年度任用職員に支給される報酬を対象に加える規定を行うものでございます。

第5条については、公益法人等への職員の派遣等に関する条例では、任用条例の改正に適用するものでございます。

第6条については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、会計年度任用職員については、規則に定める基準に従い、任命権者が定めるよう規定を行うものでございます。

第7条については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例では、会計年度任用職員へ移行する職や新たに特別職として規定する必要があるものについて、別表を改めるものでございます。別表につきましては、23ページから26ページにかけて掲載してございますので、御高覧いただきますようお願いをいたします。

第8条については、職員給与条例では、会計年度任用職員については、別に条例で定める旨を加えております。

第9条については、職員特殊勤務手当条例では、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用する規則を追加するものでございます。

第10条については、職員の旅費条例では会計年度任用職員制度に対応し、職員以外の者についての規定を行うものでございます。

第11条については、企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例では、上水道会計にて任用する会計年度任用職員についての規定を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第108号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書の２９ページをお開きください。

議案第１０９号、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について。

紀美野町執行機関の附属機関に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由ですが、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、附属機関として必要な事項を定めるため、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例を制定するものでございます。

次の３０ページをごらんください。

紀美野町執行機関の附属機関に関する条例でございます。

第１条につきましては、法律、もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるものを除き、定めのない附属機関については、別表にて一括して規定を行うものでございます。別表につきましては、３０ページ中段から３１ページにわたり掲載してございますので、御高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

第２条につきましては、規定された附属機関の組織、運営など、その他必要な事項は別に定めるとするものでございます。

附則としましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１０９号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

◎日程第１２ 議案第１１３号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２、議案第１１３号、紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 議案書の４７ページをお開きください。新旧対照表は４４ページ、４５ページでございます。

議案第１１３号、紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用根拠を明確にするため、紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正するものでございます。

議案書の48ページでございます。

紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の44ページ、45ページもあわせてごらんください。

第1条中の改正でございます。

学校保健法が学校保健安全法に法律の題名が改められ、また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る規定が第16条から第23条に変更となったための改正でございます。

続きまして、第4条中の改正でございます。

学校保健法施行規則が学校保健安全法施行規則に改称され、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る規定が第22条、第23条及び第24条に変更となったための改正でございます。

続きまして、第6条中の改正でございます。

今までこの条例の別表で定めておりました内容につきまして、特別職非常勤職員の任用根拠を明確にするため、今回、議案第108号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に係る条例の第7条改正の紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の別表に整理を行ったものでございます。それに伴いまして、こちらの条例の別表を削除いたすものでございます。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第 1 3 議案第 1 1 4 号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 3、議案第 1 1 4 号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、議案書の 4 9 ページをお開きください。新旧対照表は、4 6 ページをお願いいたします。

議案第 1 1 4 号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

小川診療所を廃止することに伴い、紀美野町国民健康保険診療所条例の改正を行うものでございます。

小川診療所は、御承知のとおり毎週火曜日、午後 1 時から 4 時まで野上厚生病院より医師及び看護師、そして薬剤師が訪問し診療してございます。ですが、年々患者数も減少し、1 0 月末で 1 日当たり 1. 6 人の現状でございます。今後は、野上厚生病院の訪問診療や地域医療関係機関において受診をお願いしたいと思っております。

次の 5 0 ページをごらんください。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のように改正する。第 2 条の表記、紀美野町国民健康保険小川診療所の項を削る。

附則でございます。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単ではございますが、議案第 1 1 4 号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第 1 4 議案第 1 1 5 号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第１１５号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） 議案書の５１ページをお願いいたします。

議案第１１５号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用根拠を明確にするため、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正を行うものでございます。

５２ページをお願いいたします。新旧対照表では４７ページをあわせてごらんください。

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

報酬及び費用弁償、第６条、第４条第１項第２号に掲げる実施隊に対する報酬及び費用弁償については、紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例に定めるところによる。

附則といたしまして、この条例は令和２年４月１日から施行するものでございます。

この変更につきましても、今回上程しております議案第１０８号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第７条別表改正に関連しまして、法令で定められております特別職非常勤職員の任用根拠を明確にするため改正するものとなります。

以上、議案第１１５号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第１５ 議案第１１６号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１５、議案第１１６号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の５４ページをお開きください。

議案第１１６号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）

令和元年度紀美野町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，７２３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億９，５０７万７，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１５款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金１４万３，０００円の増額補正で、個人番号カード利用環境整備費補助金。

３目衛生費国庫補助金３６万７，０００円の増額補正で、母子保健衛生費補助金。

４目土木費国庫補助金１２７万６，０００円の増額補正で、社会資本整備総合交付金でございます。

１６款県支出金、２項８目教育費県補助金４３万８，０００円の増額補正で、緑育推進元気な森の子事業費の補助金でございます。

１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金７，４９４万１，０００円の増額補正でございます。

７目ふるさと創生基金繰入金で６万７，０００円の増額補正でございます。

次に、４ページをごらんください。

歳出でございます。

まず、お断りをしておきますが、歳出の中で、給料、職員手当等、共済費の人件費の

補正につきましては、人事院の勧告に伴うものが主な要因でございます。この後、随所に計上してございますが、同様の理由でございますので、説明を省かせていただきますことを御了承くださいますようお願いをいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 1 7 万円、人件費の増額補正でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 9 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、内訳は人件費 1 3 2 万 7, 0 0 0 円と 1 9 節負担金補助及び交付金 5 8 万円については、来年度、和歌山大学大学院に職員を派遣するため、今年度に必要な経費でございます。

5 目企画費 7 7 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、超過勤務手当 4 7 万 2, 0 0 0 円を含む人件費でございます。

5 ページにわたりまして、6 目電子計算費 3 9 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、このうち 3 6 0 万 8, 0 0 0 円は大角地区における光ケーブル架設変更工事費でございます。

8 目自治振興費 5 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、滝ノ川集会所の敷地内の修繕費でございます。

1 1 目防災諸費 7 6 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、超過勤務手当 3 0 万円を含む人件費でございます。

2 項 1 目税務総務費 4 3 万 5, 0 0 0 円、人件費の増額補正でございます。

6 ページに移りまして、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 3 万円、人件費の増額補正でございます。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費 6 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正。2 目国民年金事務費 1 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正。3 目老人福祉費 1 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

7 ページにわたりまして、1 1 目国民健康保険事業費 3 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正。1 2 目介護保険事業費 3 0 0 万 1, 0 0 0 円の増額補正。1 3 目後期高齢者医療費 5 7 4 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも特別会計への繰出金でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費 2 2 万円の増額補正。2 目青少年対策費 1 4 万円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

5 目児童館運営費 3 6 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、吉野児童館の屋根の防水修理の経費でございます。

8 ページに移りまして、4 款衛生費、1 項 3 目母子衛生費 5 5 万円の増額補正で、乳幼児健診の受診の有無などの情報を一元的に確認できる仕組みを構築するための電算シ

システム改修委託料でございます。

4目環境衛生費9万円の減額補正で、内訳は人件費で7万円増額。簡易水道事業特別会計への繰出金が16万円の減額でございます。

2項1目清掃総務費77万3,000円の増額補正で、紀の海広域施設組合への負担金でございます。

5款農業水産業費、1項1目農業委員会費31万5,000円の増額補正、2目農業総務費37万円増額補正で、いずれも人件費でございます。

9ページに移りまして、4目耕地総務費17万9,000円の増額補正で、人件費16万円と農業集落排水事業特別会計繰出金1万9,000円でございます。

2項1目林業総務費2万5,000円の増額補正で、これも人件費でございます。

4項1目山村振興総務費130万2,000円増額補正で、内訳は人件費43万5,000円と旧上神野小学校の電気水道を校舎と体育館に分離するための工事費86万7,000円でございます。

10ページにわたりまして、商工費、1項1目商工振興費26万6,000円の増額補正で、人件費でございます。

7款土木費、2項1目道路橋梁維持費3,900万円の増額補正で、町道補修及び舗装生活関連工事のための経費でございます。

2項2目道路橋梁新設改良費251万7,000円の増額補正で、内訳は人件費の増額51万7,000円と黒沢橋の修繕工事費に200万円増額してございます。なお、町道鎌滝柴目線の測量設計委託料を6,373万増額する一方、工事費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を合わせて同額を減額してございます。

11ページに移りまして、3項1目住宅管理費122万6,000円の増額補正で、内訳は人件費の増額22万6,000円と住宅修繕のため100万円を増額しております。

5項1目建設残土処分費40万円、人件費の増額補正でございます。

12ページにわたりまして、8款消防費、1項1目常備消防費366万1,000円で、人件費の増額補正でございます。

9款教育費、1項2目事務局費41万で、人件費の増額でございます。

3目教育諸費126万8,000円の増額補正で、内訳は休校中の学校の遊具の修理や撤去に82万8,000円、緑育推進元気な森の子事業に44万円を計上してござい

ます。

2項1目学校管理費302万3,000円の増額補正で、内訳は人件費3万5,000円と各小学校の遊具の修理費用として、298万8,000円を計上してございます。

13ページごらんください。

3項1目学校管理費68万3,000円の増額補正で、各中学校の遊具の修理費用と野上中学校の体育館の舞台照明の修理費用でございます。

4項1目社会教育総務費10万円の増額補正、4目人権教育費5万円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

7目星の動物園管理運営費107万1,000円の増額補正で、内訳は人件費12万円と天文台の園内道路の修繕を行う費用95万1,000円を計上してございます。

5項1目保健体育総務費19万2,000円、人件費の増額補正でございます。

2目体育施設管理運営費75万4,000円の増額補正で、スポーツ公園の遊具の修理費用でございます。

以上、議案第116号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第16 議案第117号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第17 議案第118号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第18 議案第119号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第16、議案第117号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第118号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第18、議案第119号、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 議案書の58ページをごらんください。

議案第 1 1 7 号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
令和元年度紀美野町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3, 6 2 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 3 8 9 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算に関する説明書の 1 7 ページをごらんください。

歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金 1 億 3, 5 9 0 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、歳出における 2 款 1 項 1 目 1 9 節一般被保険者療養給付費 1 億 1, 7 7 2 万 1, 0 0 0 円と 2 款 2 項 1 目 1 9 節一般被保険者高額療養費 1, 8 1 8 万 7, 0 0 0 円の支払い合計が同額で交付されることになるものでございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 節職員給与費等繰入金 3 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り入れするものでございます。

次に 1 8 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、人勤による職員手当等 3 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。

2 款保険給付費、1 項療養所費、1 目一般被保険者療養給付費、1 9 節負担金補助及び交付金 1 億 1, 7 7 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、1 9 節負担金補助及び交付金 1, 8 1 8 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

以上、簡単でございますが、議案第 1 1 7 号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 6 2 ページをごらんください。

議案第 1 1 8 号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1, 2 0 8 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の 2 1 ページをごらんください。

歳入でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金で、2 7 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正でございます。平成 3 0 年度からの繰越金より充当する補正でございます。

次の 2 2 ページ、ごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 2 7 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、7 節賃金、臨時雇用として、医師育児休暇に伴う臨時医師勤務の増による増額補正でございます。

以上、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 6 6 ページをごらんください。

議案第 1 1 9 号、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 6 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6, 2 3 8 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の25ページをごらんください。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金として、8万4,000円の増額補正でございます。

3節療養給付費繰入金として、555万2,000円の増額補正でございます。平成30年度療養給付費負担金の精算分として広域連合に支払うための補正でございます。

4節職員給与繰入金として、10万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り入れするものでございます。

4款繰越金、1項1目繰越金8万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の額の確定に伴う補正でございます。

次の26ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、人勤による職員の給与等10万5,000円の増額補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金555万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成30年度療養給付費負担金の精算分として、広域連合に支払うための補正でございます。

以上、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

以上で特別会計の3議題につきまして、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第19 議案第120号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第19、議案第120号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、議案書の70ページをお開きください。

議案第120号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和元年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,295万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の29ページをお開きください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金で455万8,000円の増額補正で、介護給付費の増額見込みに対する国負担分20%でございます。

続きまして、3款国庫支出金、2項1目調整交付金で225万9,000円の増額補正で、介護給付費の増額見込みに対する調整交付金9.9%でございます。

続いて、2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業で8,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う人件費の増額補正に伴うもので、国負担分20%でございます。

続いて、3目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外で2万3,000円の増額補正で、これも人事院勧告に伴う人件費の増額に伴う国負担分38.5%でございます。

続いて、5目保険者機能強化推進交付金247万6,000円の増額補正で、これは額の確定によるものでございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金615万3,000円の増額補正で、介護給付費の増額見込みに対する第2号被保険者40歳から64歳の保険者の負担分27%でございます。

続いて、2目地域支援事業支援交付金1万円の増額補正で、人件費の増額補正に伴うもので、負担分27%でございます。

続いて、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金284万9,000円の増額補正で、介護給付費の増額見込みに対する県負担分12.5%でございます。

続いて、30ページ、5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業で5,000円の増額補正で、人件費の増額補正に伴うもので、県負担分12.5%です。

続いて、2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外で1万1,000円の増額補正で、人件費の増額補正に伴うもので、県負担分19.25%でございます。

続いて、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金で284万9,000円の増額補正で、介護給付費の増額見込みに対する町負担分12.5%でございます。

続いて、2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業で5,000円の増額補正で、人件費の増額補正に伴う町負担分12.5%でございます。

続いて、3目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外で1万1,000円の増額補正で、人件費の増額補正に伴うもので、町負担分19.25%でございます。

続いて、4目事務費繰入金で13万6,000円の増額補正で、人件費の増額補正に伴う町負担分100%でございます。

続きまして、予算に関する説明書の31ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費13万6,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものでございます。

続いて、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で1,251万3,000円の増額補正で、訪問介護、通所介護等の給付費の伸びによるものでございます。

続いて、6目居宅介護サービス計画給付費で432万4,000円の増額補正で、訪問介護、通所介護等の給付費の伸びによる計画費の増によるものでございます。

続いて、2款保険給付費、2項1目介護予防サービス給付費で445万5,000円の増額補正で、介護予防訪問リハビリ、通所リハビリの給付費の伸びによるものでございます。

続いて、3目介護予防福祉用具購入費で50万円の増額補正で、腰かけ便座等の購入申請が多くなったことによるものでございます。

続いて、３２ページ、２款保険給付費、５項１目高額医療合算介護サービス費の１００万円の増額補正で、これは医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、年間の支払い額が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

続いて、３款地域支援事業費、２項１目介護予防事業費４万円の増額補正で、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものでございます。

続いて、３款地域支援事業費、３項１目総合相談事業費４万円の増額補正で、人件費の増額によるものでございます。

続いて、２目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費２万円の増額補正で、同じく人件費の増額によるものでございます。

続いて、４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金で、介護給付費、人件費の増額に伴い、１６７万５,０００円の増額補正を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第１２０号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

説明の訂正をお願いします。

先ほど、４款基金積立金、１項１目で１６７万５,０００円の増額補正と説明させてもらいましたが、減額補正でございます。

失礼いたしました。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第２０ 議案第１２１号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２０、議案第１２１号、令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） それでは、議案書の７４ページをごらんください。

議案第１２１号、令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）

令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,204万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の36ページをごらんください。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で250万3,000円の減額補正、2目ふるさと創生基金繰入金で6万7,000円の減額補正でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金で前年度繰越金45万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

続きまして、37ページをごらんください。

3、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で234万1,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、4節共済費社会保険料負担金で21万3,000円の増額補正、7節賃金の臨時雇用賃金で54万9,000円の増額補正、そして、13節委託料施設清掃委託料で296万円の減額補正、15節工事請負費区画線整備工事で14万3,000円の減額補正によるものでございます。社会保険料負担金及び臨時雇用賃金の増額はねりんピックや料金改定等の施設管理の増強に係る雇用の増、また、施設清掃委託料は当初予算で500万円でしたが、204万円で委託しましたので、その差額を減額するものでございます。なお、区画線整備工事の減額は入札差額によるものです。

次に、3款諸支出金、1項1目財政調整基金費で25節財政調整基金積立金23万円の増額補正でございます。これにつきましては、町財政調整基金条例により繰越金の2分の1を下回らない額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第121号、令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第21 議案第122号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２１、議案第１２２号、令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明をお願いします。建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、議案書の７８ページをお願いします。

議案第１２２号、令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３,２７９万８,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の４０ページから４１ページをお願いします。

歳入、３款繰入金で一般会計からの繰入金額を１万９,０００円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、４款繰越金で額の確定による７万８,０００円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、４１ページをお願いします。

歳出、１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費の人件費の増額を９万７,０００円、人事院勧告によりお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

◎日程第２２ 議案第１２３号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

◎日程第２３ 議案第１２４号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２２、議案第１２３号、令和元年度紀美野町簡易水

道事業特別会計補正予算（第２号）について及び日程第２３、議案第１２４号、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について、一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書８２ページをお開きください。

議案第１２３号、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度紀美野町の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９,８２８万７,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の４４ページをお開きください。

歳入でございます。

４款１項１目一般会計繰入金で１６万円の減額補正でございます。

５款繰越金、１項１目繰越金で、平成３０年度の繰越金の額の確定によるもので、１９万８,０００円の増額、これによりまして、補正により歳入の合計は３万８,０００円の増額補正となっております。これにつきましては、４５ページの歳出におきまして、１款衛生費、１項１目一般管理費において、人事院勧告に伴う給料３万８,０００円の増額補正に対応するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書８６ページをお開き願います。

議案第１２４号、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条、令和元年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条、令和元年度紀美野町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用1億426万4,000円に対し、補正予定額ゼロ円でございます。

第1項営業費用9,338万4,000円に対し、43万3,000円の増額補正により、9,381万7,000円。

第3項予備費324万5,000円に対し、43万3,000円の減額補正により281万2,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費2,024万円に対し、43万3,000円の増額補正により、2,067万3,000円。

令和元年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書47ページをお開きください。

令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、9,338万4,000円に43万3,000円を増額し、9,381万7,000円。

補正内容といたしましては、2目配水及び給水費、4目業務及び総係費におきまして、人事院勧告に伴う給料及び手当での増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、3項予備費で324万5,000円を43万3,000円減額し、281万2,000円により対応するものでございます。補正後の1款水道事業費用の総額に変更はございません。

次の48ページをお開きください。

令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)予定キャッシュフロー計算書でございます。

このキャッシュフローにつきましては、公益の予算は現金支出の有無を問わず発生する全ての損益について予算の計上を行うため、予算と実際の現金収支の額は一致いたしません。このため、現金収支を把握するための資料として作成しております。今回、人

件費の補正を行うに当たり、再計算したところ、予算額には不備はありませんでしたが、予算執行には支障はございませんが、予定キャッシュフロー中の人件費に一部計上違算がございました。このため、現金収支の適正な把握という観点から、今回、補正計上をさせていただきます。

今回の補正により、資金期末残高は２億４,７４６万７,０００円となっております。

次のページからは、予定貸借対照表を載せさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

（水道課長 長生正信君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１１時５０分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 １時２７分）

◎日程第２４ 議案第８２号 平成３０年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第２５ 議案第８３号 平成３０年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第２６ 議案第８４号 平成３０年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第２７ 議案第８５号 平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第２８ 議案第８６号 平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第２９ 議案第８７号 平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第３０ 議案第８８号 平成３０年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

◎日程第３１ 議案第８９号 平成３０年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）

◎日程第３２ 議案第９０号 平成３０年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及
び決算の認定について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第２４、議案第８２号、平成３０年度紀美野町一般会
計歳入歳出決算の認定についてから日程第３２、議案第９０号、平成３０年度紀美野町
上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてまで、９議案を一括議題とし
ます。

本決算の認定について、委員長から審査経過及び結果を報告願います。

平成３０年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、七良浴 光君。

（決算審査特別委員長 七良浴 光君 登壇）

○決算審査特別委員長（七良浴 光君） 平成３０年度決算審査特別委員会報告を
行います。

さきの定例会９月１９日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されまし
た議案第８２号から第９０号までの平成３０年度決算関係９議案につきまして、去る１
０月３日、９日の２日間にわたり慎重に審査を行いました。

審査の経過については、議長、監査委員を除く議員１０人全員で構成する特別委員会
であることから、詳細は省略し、抜粋して御報告申し上げます。

まず、議案第８２号、平成３０年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、
御報告申し上げます。

歳入において、町民税等の不納欠損についての質疑があり、滞納者の財産調査等を行
い、換価できる財産等があれば差し押さえを行っているとのことで、結果として財産が
ない場合や死亡している場合、どうしても徴収できないものについては、最終的に不納
欠損の処理を行っているとのことでした。

また、町税及び公営住宅使用料の滞納分の質疑に対しては、滞納額縮減のため、徴収
努力をするとともに、今後も弁護士と相談しながら滞納整理に努めていきたいと考えて
いるとのことでした。

次に歳出に移ります。

総務費では、企画費の道の駅候補地選定資料作成業務委託料の候補地は、何を基準に
何カ所選定したのか、また、概算工事費についての質疑に対し、国道３７０号沿いで選

定し、県道野上清水線と国道３７０号との合流点付近を基準に業務委託し、概算工事費は一番安いところで２億円、高いところで１２億円とのことでした。

また、自治振興費の買い物支援実証実験事業の実験結果についての質疑に対し、住民の意見は少々お金がかかっても交通機関を利用し外出する手段を確保してほしいとの要望があり、今後もアンケートの内容を精査して、交通手段や買い物のあり方を検討していきたいとのことでした。

次に民生費では、社会福祉総務費委託料の生活支援サポーターのマッチングについての取り組み方の質疑に対し、サポーター養成を受けた方には希望を聞き、社会福祉協議会で登録をしていただき、ケアマネジャーが判断してマッチングをさせていただいているところですが、現状は登録する方が少ないとのことでした。

次に衛生費では、予防費委託料の各種予防接種委託料の予防接種者が減っている理由についての質疑に対し、接種対象者の数が減ってきているのが大きな要因とのことでした。

母子衛生費委託料の不用額が大きいのが、妊婦健康診査を受けられた方は何人あったのかとの質疑に対し、受診は３４名であり、不用額の要因は特定不妊治療がなかったためとのことでした。

次に農林水産業費では、農業委員会費賃金の集落支援員は具体的にどんな役割を担っているのかの質疑に対し、農地のあっせんや農地パトロールといった業務を行っているとのことでした。

水産業振興費負担金補助及び交付金の貴志川漁業組合放流事業費補助金が計上されているが、鑑札などの販売状況についての質疑に対し、友釣りの鑑札は５４０件で２８４万６,８８０円と、昨年度に比べ７９件の増とのことでした。

次に土木費では、道路橋梁新設改良費工事費の町道東福井牧場線改良工事と河川改修工事の進捗状況についての質疑に対し、東福井牧場線の側溝改修については１００％、計画どおり側溝蓋は完了しているが、県道工事中で通行止めになっている関係上、用地取得できている箇所でも工事に着手できない箇所があるため、８０％の進捗であり、また、河川については、柴目川が７５％、長谷川は９０％、中津川は１００％の進捗であるとのことでした。

次に、教育費では、みさと天文台管理費運営費の賃金として、客員研究員１名が計上されているが、一般の研究員と同じ活動をしているのかとの質疑に対し、客員研究員は

星の解説ができるくらいのレベルであるとのことでした。

続いて、特別会計に移ります。

議案第 83 号、平成 30 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

保険給付費は、前年と比べ費用額が減っているとの質疑に対し、被保険者数が大幅に減っていることが要因と考えているとのことでした。

また、疾病予防費の委託料の不用額についての質疑に対し、人間ドックの受診期間を延長したが、受診者が当初の見込みに至らなかったためとのことでした。

また、特定健診受診者率の確定値についての質疑に対し、暫定率は 37.8% と見込んでおり、昨年度より 1.5 ポイントの減であるとのことでした。

次に、議案第 84 号、平成 30 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

訪問診療は行っているのかとの質疑に対し、長谷毛原診療所と国吉診療所において実施しているとのことでした。

次に、議案第 85 号、平成 30 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

被保険者数が前年度より 24 人減となっているが、高齢化率が高いのに被保険者数が減る理由についての質疑に対し、死亡者、転出者等の自然減であるとのことでした。

次に、議案第 86 号、平成 30 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険料を滞納しているのは、主に何段階の被保険者が多いのかとの質疑に対し、主に所得や年金収入の少ない第 1 段階から第 3 段階の方とのことでした。

次に、議案第 90 号、平成 30 年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について。

利率の高い企業債は余裕のあるうちに繰り上げ償還をすることは難しいのかとの質疑に対し、現在、利益剰余金を積み立てており、可能な限り繰り上げ償還を行っている。今後も少しずつ積み立てて償還を行っていききたいとのことでした。

以上のような審査の結果を踏まえ採決いたしましたところ、議案第 83 号、第 84 号及び第 86 号から第 90 号までの 7 議案は全会一致をもって、また、議案第 82 号及び第 85 号の 2 議案は賛成多数をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

町当局におかれましては、町財政の健全化と町民福祉の向上に引き続き尽力されるよう強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の報告を終わらせていただきます。

(決算審査特別委員長 七良浴 光君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから議案第82号から議案第90号まで委員長に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第82号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 議案第82号、一般会計決算の認定について、反対討論を行います。

この認定に反対する理由が3つあります。

1つは例年申し上げているように、防衛協会への補助です。防衛協会は、もともと自衛隊を応援するための組織として結成されたもののようですが、最近は毎年のように政府に対して憲法を改正して自衛隊を海外の戦場へ派兵できるようにしてほしいとの要望を出しています。憲法99条では、公務員に対しても憲法擁護の義務を課しています。最近では、11月17日ですか、全国の市長や町村長なる市長の現職の、例えば宝塚の現職市長を含む130余りの市長経験者が集まって、憲法を守るための会が、9条を守る会が結成されています。やはり、そういう意味で防衛協会、憲法を変えろと主張する組織に対する補助は、憲法を守り擁護する義務を負った自治体として不条理ではないかということで反対しています。

次に、マイナンバーの支出があります。マイナンバーもセキュリティが厳格にされているとはいっても、だんだんだんだん広がっていった、当初から個人のセキュリティを、個人情報を守ることは、人間がつくり、人間が管理しているものである以上、それは不可能だということで、私たちはマイナンバー制度そのものに反対してきました。

それから、わずかではありますが、自衛隊を募集するための交付金が計上されています。広報への掲載やポスターの掲示程度のことにしか使っていないとのことですが、も

ともと専守防衛の自衛隊の隊員を募集するのと、今の安全保障法制のもとで海外へ派遣される可能性のある隊員を募集することは、根本的に意味が違ってきます。また、最近もイランとの関係でアメリカが有志連合に、直接有志連合には通してはいかないようですが、ホルムズ海峡その他へ海上自衛隊を派遣するという検討が始められています。

そうした理由から、その３点がなければ決算として特に問題がないと考えていますが、その３点がある以上、この決算の認定には反対させていただきます。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 8 2 号に対する委員長報告は認定するものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 8 2 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 8 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 3 号を採決します。

議案第 8 3 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第８４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８４号を採決します。

議案第８４号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第８５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 人を年齢だけで差別するという、７５歳という年齢だけで差別する後期高齢者医療制度というのは非常に不合理なもので、人間の尊厳をないがしろにしたものです。今まで、例えば協会けんぽや共済健保などの扶養家族になっていて、保険料も払わずに済んだ人たちも押しなべて７５歳を過ぎると保険料の支払いが求められます。しかも年齢だけという問題ではなしに、やはり最近のように年金は下がりつづけるし、高齢者のいわゆる生活環境というのは非常に厳しくなっていく一方です。そういう状態のときに、最近もいわゆる窓口負担を、今、原則１割ですけれども、２割にするという検討が今されています。そういうふうに高齢者を対象にした保険でありながら、いわゆる高齢者の負担を重くしていくという状況、暮らしにくい状況に追い込んでいくという、非情な制度でありますし、当初から我が党は、この制度の廃止を求めてきまし

たので、いわゆるこの決算認定についても反対いたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第85号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第85号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

議案第86号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第87号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８７号を採決します。

議案第８７号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８７号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第８８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８８号を採決します。

議案第８８号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８８号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第８９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８９号を採決します。

議案第 89 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 90 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

議案第 90 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

あす 30 日から 12 月 9 日までの 10 日間、議案精読のため休会とし、12 月 10 日午前 9 時から会議を開きたいを思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長 (伊都堅仁君) 本日はこれをもって散会します。

(午後 1 時 52 分)